

第 95 期 決 算 公 告

平成28年 6 月24日

宮城県仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 1 号

株 式 会 社 仙 台 銀 行

取締役頭取 鈴 木 隆

貸借対照表（平成28年 3 月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	47,187	預 金	878,670
現 金	14,847	当 座 預 金	15,430
預 け 金	32,340	普 通 預 金	493,385
買 入 金 銭 債 権	868	貯 蓄 預 金	8,021
有 価 証 券	378,902	通 知 預 金	1,297
国 債	108,132	定 期 預 金	351,721
地 方 債	68,637	定 期 積 金	5,652
社 債	149,554	そ の 他 の 預 金	3,162
株 式	6,916	譲 渡 性 預 金	153,630
そ の 他 の 証 券	45,661	借 用 金	37
貸 出 金	653,186	借 入 金	37
割 引 手 形	2,834	そ の 他 負 債	5,482
手 形 貸 付	18,308	未 払 法 人 税 等	183
証 書 貸 付	567,238	未 払 費 用	487
当 座 貸 越	64,804	前 受 収 益	279
外 国 為 替	192	従 業 員 預 り 金	167
外 国 他 店 預 け	192	給 付 補 填 備 金	0
そ の 他 資 産	1,484	資 産 除 去 債 務	3
前 払 費 用	37	そ の 他 の 負 債	4,361
未 収 収 益	855	賞 与 引 当 金	313
そ の 他 の 資 産	591	退 職 給 付 引 当 金	20
有 形 固 定 資 産	12,462	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
建 物	3,497	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	150
土 地	8,112	偶 発 損 失 引 当 金	63
建 設 仮 勘 定	152	繰 延 税 金 負 債	1,291
その他の有形固定資産	699	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	933
無 形 固 定 資 産	771	支 払 承 諾	1,288
ソ フ ト ウ ェ ア	684	負 債 の 部 合 計	1,041,884
その他の無形固定資産	87	（純資産の部）	
前 払 年 金 費 用	66	資 本 金	22,485
支 払 承 諾 見 返 金	1,288	資 本 剰 余 金	10,789
貸 倒 引 当 金	△ 6,366	資 本 準 備 金	10,789
		利 益 剰 余 金	8,800
		利 益 準 備 金	241
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,559
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,559
		株 主 資 本 合 計	42,075
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,302
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,782
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,084
		純 資 産 の 部 合 計	48,159
資 産 の 部 合 計	1,090,044	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,090,044

損益計算書

〔 平成27年4月1日 から
平成28年3月31日 まで 〕

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経	常	収	益			16,991
資	金	運	用	収	益	12,802
貸	出	金	利	息	当	9,064
有	価	証	券	利	息	3,597
コ	一	ル	ロ	一	ン	39
預	け	金	利	息		61
そ	の	他	の	受	入	39
役	務	取	引	等	収	2,737
受	入	為	替	手	数	898
そ	の	他	の	役	務	1,838
そ	の	他	業	務	収	120
外	国	為	替	売	買	5
商	品	有	価	証	券	0
国	債	等	債	券	売	115
そ	の	他	経	常	収	1,330
償	却	債	権	取	立	33
株	式	等	売	却	益	1,122
そ	の	他	の	経	常	175
経	常	費	用			14,559
資	金	調	達	費	用	630
預	金	利	息			371
譲	渡	性	預	金	利	177
コ	一	ル	マ	ネ	一	0
借	用	金	利	息		0
金	利	ス	ワ	ッ	プ	78
そ	の	他	の	支	払	3
役	務	取	引	等	費	1,379
支	払	為	替	手	数	210
そ	の	他	の	役	務	1,168
そ	の	他	業	務	費	1,293
国	債	等	債	券	償	1,293
営	の	業	経	常	費	10,327
そ	の	他	経	常	費	928
貸	倒	引	当	金	繰	352
貸	出	金	償			10
そ	の	他	の	経	常	565
経	常	利	益			2,431
特	別	利	益			21
固	定	資	産	処	分	21
特	別	損	失			105
固	定	資	産	処	分	9
減	損	損	失			96
税	引	前	当	期	純	2,347
法	人	税	、	住	民	255
法	人	税	等	及	事	△ 22
法	人	税	等	調	整	
当	期	純	利	合	計	232
						2,115

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は716百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）

（１） 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（２） 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（３） 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 148 百万円、延滞債権額は 24, 249 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1, 702 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 26, 101 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2, 834 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0 百万円
有価証券	32, 625 百万円
その他資産	1 百万円

担保資産に対応する債務

預金	1, 279 百万円
----	------------

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、有価証券 18, 613 百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金 132 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,250百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が153,250百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,079百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 7,013百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 290百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,950百万円であります。

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 10百万円

13. 関係会社に対する金銭債権総額 5百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 1,323百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、63百万円であります。

16. 単体自己資本比率（国内基準） 9.85%。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額 0百万円

その他経常取引に係る収益総額 1百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

その他の取引に係る費用総額 141百万円

2. 減損損失

当事業年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県本吉郡	店舗外現金自動設備	建物	8百万円
			その他の有形固定資産	0百万円
2	宮城県仙台市若林区	営業用店舗	土地	16百万円
			建物	2百万円
3	宮城県岩沼市	営業用店舗	土地	59百万円
			建物	9百万円
			その他の有形固定資産	0百万円

上記の資産については、店舗政策（移転・新築等）に伴い処分を予定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、当該資産グループの回収可能価額は、当行の担保評価基準による合理的な価額等に基づいた正味売却価額により算定しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、保有株式を基にした株券オプション取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがありますが、デリバティブ取引は主にヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

当行では、ALMの一環でデリバティブ取引として金利スワップ取引を行っており、これをヘッジ

手段として、ヘッジ対象である金融資産及び負債に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的にリスク管理委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場金融部市場運用課とバック・オフィスである市場金融部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

(i) 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、アウトライヤー基準の金利リスクやV a R及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式等の価格変動リスクの管理については、特に株式下落リスクに留意し、投資銘柄の業種分散や1銘柄毎の投資限度額及び適切なポジション枠及びロスカットルールを設定し、過度なリスクテイクを回避することとし、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、株式の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、リスク統括部及び市場金融部担当役員に報告しております。

株式等の価格変動リスクについては、他の市場リスクのファクターとともに、経営会議及びリスク管理委員会に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてV a R（観測期間は1年、保有期間は政策投資株式以外の上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策

投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

平成28年3月31日において、当該リスク量の大きさは5,256百万円になります。

なお、有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場金融部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をリスク管理委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	47,187	47,187	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,950	7,623	673
その他有価証券	371,673	371,673	—
(3) 貸出金	653,186		
貸倒引当金（※1）	△6,252		
	646,933	651,992	5,059
資産計	1,072,744	1,078,476	5,732
(1) 預金	878,670	878,589	△80
(2) 譲渡性預金	153,630	153,560	△69
負債計	1,032,300	1,032,149	△150

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	279
合 計	279

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	32,340	—	—	—	—	—
有価証券	64,016	90,196	126,389	56,716	18,609	1,503
満期保有目的の債券	310	1,230	5,410	—	—	—
うち社債	310	1,230	410	—	—	—
その他	—	—	5,000	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	63,706	88,966	120,979	56,716	18,609	1,503
うち国債	38,500	16,900	26,500	22,500	500	—
地方債	10,080	19,698	28,114	9,350	199	—
社債	15,126	45,653	58,440	24,602	1,910	—
その他	—	6,714	7,925	264	16,000	1,503
貸出金	161,030	130,329	97,075	59,698	61,459	143,592
合 計	257,386	220,526	223,465	116,414	80,068	145,096

(注4) 預金、譲渡性預金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	838,683	37,646	2,340	—	—	—
譲渡性預金	153,630	—	—	—	—	—
合 計	992,313	37,646	2,340	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,250	1,253	3
	その他	5,000	5,680	680
	小計	6,250	6,934	684
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	700	689	△10
	その他	—	—	—
	小計	700	689	△10
合計		6,950	7,623	673

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ございません。

4. その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,410	4,616	1,794
	債券	323,585	318,220	5,365
	国債	108,132	105,934	2,198
	地方債	68,054	66,859	1,195
	短期社債	—	—	—
	社債	147,397	145,426	1,971
	その他	19,427	18,772	655
	小計	349,423	341,609	7,814
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	226	239	△13
	債券	789	789	△0
	国債	—	—	—
	地方債	582	582	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	206	206	△0
	その他	21,233	22,995	△1,761
	小計	22,249	24,024	△1,775
合計		371,673	365,633	6,039

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）
該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,934	1,122	—
債券	3,116	115	—
国債	3,116	115	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	5,050	1,237	—

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ 50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ 30%以上 50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 : 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先 : 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先 : 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

該当ございません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 28 年 3 月 31 日現在)

該当ございません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,915 百万円
税務上の繰越欠損金	1,756
有価証券償却	748
減損損失及び減価償却超過額	189
その他	<u>515</u>
繰延税金資産小計	5,125
評価性引当額	<u>△4,658</u>
繰延税金資産合計	466
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,737
その他	<u>△20</u>
繰延税金負債合計	△1,757
繰延税金負債の純額	<u>△1,291</u> 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.25%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.81%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.58%となります。この税率変更により、繰延税金負債は 74 百万円減少し、その

他有価証券評価差額金は 94 百万円増加し、法人税等調整額は 20 百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 50 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(関連当事者情報)

1. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及びその 近親者	熊谷 盛廣	宮城県 登米市 津山町	—	不動産 賃貸業	—	金銭貸借 関係	貸付金の返済 利息の受取	5 0	貸出金	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,397円65銭
1株当たりの当期純利益金額	273円66銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	107円51銭

(持分法損益等)

該当ございません。

(重要な後発事象)

該当ございません。